

学会会則

(名称)

第1条 本学会は、アルゴリズム取引と金融市場学会と称する。

2 本学会の英文名は、The Association of Algorithmic Trading and Financial Markets と称する。

(事務所)

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都に置く。

(目的)

第3条 本学会は、アルゴリズム取引・資本市場・外国為替市場及び関連各分野にかかる、研究を促進し、会員相互の交流を促し、研究・教育の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本学会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- ① 研究大会の実施
- ② 各種研究会・シンポジウムなど公開イベント
- ③ その他本学会の目的を達成するために必要な事項

(学会の構成員)

第5条 本学会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者を会員とする。この学会の会員は、次の32種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会した個人。
- (2) 学生会員は、本会の目的に賛同し、入会した（学部または大学院在籍中の）学生。
- (3) 賛助会員は、本学会の目的を賛助する会社その他の法人または個人。

(会員の資格の取得)

第6条 本学会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費の納入を以て会員資格が成立する。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 無料
- (2) 学生会員 無料
- (3) 賛助会員 別途定める

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事会に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
会計	1名
監査役	2名

2 ただし、学会としての収入、支出がない場合には会計、監査役はおかない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本学会の事務全般を担当する。
- 4 会計は、本学会の出納事務を担当する。
- 5 監査は、本学会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 会長、副会長（および事務局長）の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

- 2 事務局長は会長が指名する。
- 3 会計は、事務局長（または会長）が指名する。
- 4 監査は、全会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員の仕事及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

- 3 本会の会議は、会長が召集する。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(運営〔役員〕会)

第15条 運営（役員）会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。

- 2 運営（役員）会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 会長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない、

(事業年度)

第17条 この学会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本学会の事務局は、会長の研究室に置く

(会計)

第19条 本学会の経費は、必要があれば、事務局の資金をもって充てる。

- 2 本学会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。
- 4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第20条 本学会会員が次の各号に該当することになった場合は、理事会の議決を経て登録を抹消することができる。

- ① 会員が死亡した場合
- ② 会員との連絡が取れなくなって2年が経過した場合。
- ③ 2年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
- ④ 学生会員が大学・大学院を卒業の後、正会員に移行しなかった場合。
- ⑤ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会則の変更)

第21条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

1. この会則は、2022年4月1日から施行する。
2. 理事会の招集・実施、総会の招集・実施、欠席の通知、権利の委任については電磁的方法を可とする。
3. 本学会は、政策研究大学院大学、伊藤隆敏研究室で行われていたコンファレンス、“Econophysics and Econometric/Theoretical Analysis Based on the EBS data sets”及び“Conference on High Frequency Exchange Rate Dynamics: Econophysics and and Econometric Analysis Based on the EBS data sets”を継承する。
4. 本学会設立時の理事、監事、委員長、事務局長については、本学会則の定めによらず、発起人会の決議によって定めることができる。また、本学会設立から1年以内の理事、監事の追加は理事会の決議によって定めることができる。